

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 給与 (給与)</p> <p>第24条 特定有期雇用職員の給与については、国立大学法人東京農工大学年俸制給与の適用に関する規程に定める。</p> <p>第4章 服務 (ハラスメントの防止)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 特定有期雇用職員のハラスメントの防止については、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p>本則</p> <p>第3章 給与 (給与)</p> <p>第24条 特定有期雇用職員の給与については、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程に定める。</p> <p>第4章 服務 (ハラスメントの防止)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 特定有期雇用職員のハラスメントの防止については、<u>国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程</u>の定めるところによる。</p>	<p>誤字の訂正</p> <p>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の題名変更に伴う改正</p>

附 則 (令和6年1月29日規則第13号)
この規則は、令和6年1月29日から施行する。